

斜里町請負工事検査方法書（土木）

（趣旨）

第1条 斜里町産業部が所掌する土木関係工事の検査方法は、斜里町請負工事検査要領（平成27年3月31日付決定。以下「要領」という。）第6条の規定により、この方法書の定めるところによるものとする。

（適用範囲）

第2条 この方法書は、要領第2条の各号に定める検査の他、部分使用検査、出来形確認検査並びに他部署からの依頼による検査に適用する。

（検査の種類及び目的）

第3条 検査の種類は、要領で定められているものの他、部分使用検査、瑕疵修補工事完了検査を加え、その目的については次の各号によるものとする。

(1) 工事完成検査、出来形部分等検査及び指定部分検査（以下「完成検査」という。）

工事目的物が、契約図書に定められた出来形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、原則として、請負人から工事目的物の引き渡しを受け、請負代金を支払う。

(2) 跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

跡請保証部分が契約図書に定められた出来形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、跡請保証代金を返還する。

(3) 中間検査

工事実施状況、出来形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認するために行う検査で、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図る。

対象工事、実施時期については、中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認した出来形部分については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

(4) 部分使用検査

工事途中において、町長が工事目的物の全部又は一部を使用する必要がある場合に、使用目的に適合する品質、出来形を確認するために行う検査で、請負人と部分使用にかかる部分の承諾について認識の相違がないよう、確認事項を书面化する。

(5) 瑕疵修補工事完了検査

工事完成後に瑕疵が発見され、その修補工事の完了を確認するために行う検査で、被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

（検査の立会）

第4条 検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該工事に係る工事監督員の立会を求めることができる。

(検査の準備)

第5条 検査員は、検査にあたって、工事監督員及び請負人に対し、必要な測定要員、用具及び関係資料をあらかじめ準備をさせるものとする。

(検査員の内容)

第6条 検査は、当該工事の出来高を対象として、原則として現地で行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、合否の判定を行うものとする。

2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、工事監督員または請負人に対して施工状況、施工資料について事実の説明を求めることができる。

(工事実施状況の検査)

第7条 検査員は、工事目的物が適正な施工管理のもとで施工されたか否かを確認するため、工事実施状況の検査を行うものとする。検査にあたっては、別表1に掲げる事項に留意して行い、各種の記録（写真及び施工管理記録等）により確認する。

(工事の出来形及び品質の検査)

第8条 検査員は、工事目的物が使用目的を満足するよう定められた規格値内に収まっているか否かを確認するために、工事の出来形及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては出来形検査基準（別表2）及び品質検査基準（別表3）に基づき行い、各種の記録（写真及び施工管理記録等）と設計図書を対比して合否を判定する。ただし、設計より出来形が過大であっても、関連する工事又は効用上支障がないと認められるときは、合格とする。

(出来ばえの検査)

第9条 検査員は、工事目的物が美観的に優れ機能的に仕上がっているか否か、出来ばえの検査を行うものとする。検査にあたっては、仕上げ面、とおり、すりつけ等の他、色、艶など全般的な外観とともに、機能面についても目視、観察により確認する。

(破壊検査)

第10条 検査員は、外部からの観察、出来形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により、工事目的物の出来形及び品質の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて、当該目的物を最小限度破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。

(工事検査記録簿)

第11条 検査員は、当該工事の検査につき、その実測内容や特筆すべき事項を工事検査記録簿（別記様式-1）に記載し、町長に提出するものとする。

(検査結果の処理)

第12条 当該工事目的物が検査に合格した場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領によるものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査報告書（別記様式-2）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、町長に提出するものとする。

(3) 部分使用検査

検査員は、部分使用検査報告書（別記様式-3）に部分使用にかかる部分の確認事項を記載し、部分使用確認書（別記様式-4）を現場代理人と取り交わし、これらを町長に提出するものとする。

(4) 瑕疵修補工事完了検査

検査員は、瑕疵修補工事検査報告書（別記様式-5）に当該検査の確認事項を記載し、修補請求者に提出するとともに、被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

（検査不合格の処理）

第13条 当該工事目的物が検査に合格しない場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領によるものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査の結果、当該工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、町長に提出するものとする。

(3) 部分使用検査

検査員は、部分使用検査の結果、当該使用部分の出来形及び品質について、契約図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、部分使用検査報告書にその旨を記載し、町長に提出するものとする。

(4) 瑕疵修補工事完了検査

検査員は、瑕疵修補工事完了検査の結果、合格しない場合は、瑕疵修補検査報告書にその旨を記載し、修補請求者に提出するものとする。

（検査の中止）

第14条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(1) 請負人若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき

(2) 前各号の他、検査の実施が困難となったとき

（緊急措置）

第15条 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を請負人に指示するとともに、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

（工事施行成績の評定）

第16条 検査員は、工事が完成検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、斜里町請負工事成績評定要領（平成27年3月31日付決定）に基づき評定を行い、工事成績評定表を町長に提出をしなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

中間検査実施基準（土木）

（目的）

第1条 この実施基準は、重要構造物工事等で、完成検査時に不可視となる部分や施工中の各段階における施工状況、出来形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認することにより、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図ることを目的とし、斜里町請負工事検査要領（平成27年3月31日付決定）及び斜里町請負工事検査方法書に基づく、中間検査の実施に必要な事項を定める。

（対象工事及び実施時期の指定）

第2条 中間検査の対象工事及び実施時期は、原則として、特記仕様書で指定するものとする。

2 前項以外で、中間検査が必要と認められる場合は、工事監督員は町長に検査の実施について要請できるものとする。

（対象工事）

第3条 中間検査の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 構造物に欠陥があることで重大な管理上の瑕疵が予想される、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与える重要構造物で、施工部分が水中又は地中に没する等により、完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難と予想される工事

(2) 町長が必要と認めた工事

（検査実施日）

第4条 請負人は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告するものとする。

2 工事監督員は、請負人からの報告後、速やかに町長に中間検査上申書を提出するものとする。

3 町長は、工事監督員からの上申に基づき、検査員を指定し、中間検査実施可能日以降速やかに検査を実施するものとする。

（関係資料の準備）

第5条 工事監督員及び請負人は、検査に際して次に掲げる関係資料を準備するものとする。

(1) 契約図書（契約書、設計図書）

(2) 施工計画書

(3) 工事施工協議簿

(4) 立会・段階確認資料

(5) 品質管理資料（材料承諾願い、品質試験成績表、搬入材料受払簿、品質管理図表、社内検査実施報告書）

(6) 出来形管理資料（出来形管理図表、残土処理）

(7) 中間検査時での出来形図

(8) 工事写真（イメージアップ状況も含む）

(9) 中間検査出来形数量調書

(10) その他資料（安全訓練等実施状況報告書、工事旬報、建設副産物、現場発生品、支給材料等）

2 前項の関係資料の内、中間検査出来形数量調書を検査員に提出するものとする。

(出来型部分等検査との関係)

第6条 中間検査の内容が出来形部分等検査に含まれる場合には、中間検査を省略することができるものとする。